

# 雲仙市医療的ケア児等支援事業の利用の流れ

## ①相談

当該事業について、利用している訪問看護ステーションへ相談してください。

## ②利用申請

訪問看護ステーションを通して、下記申請書類を雲仙市役所福祉課に提出してください。

<必要な書類>

- ・申請書「利用申請書(様式第1号)」
- ・医療的なケアを受けていることが分かる書類(訪問看護指示書の写し等)
- ・人工呼吸器を装着していることが分かる書類

※様式については雲仙市ホームページよりダウンロードください。

## ③利用決定(却下)の通知

訪問看護ステーションを通して決定(却下)通知が送付されます。

## ④サービス利用

サービス利用日時を訪問看護ステーションと調整してください。

健康保険法の適用となる時間を除いた訪問看護が本事業の対象となるため、長時間の利用や外出先での利用も可能となります。

## ⑤補助金申請

訪問看護ステーションが補助金の申請を行います。

## ⑥交付決定及び交付額の確定

交付決定通知兼交付額確定通知を訪問看護ステーションへ、写しを利用者の家族へ送付します。

## ⑦補助金の支払い

補助金を訪問看護ステーションに対し補助金を交付します。

※補助金額よりも利用料金の方が高い場合、利用者に対し訪問看護ステーションから請求がありますが、補助金額を控除した金額で請求金額となります。なお、請求する際に、控除する旨及び控除する額が明示されます。